

湖北広域行政事務センター第1プラント（し尿処理施設）の利活用に関する
サウンディング型市場調査
実施要領

令和7年3月21日
湖北広域行政事務センター
第1プラント

1. 調査の目的

湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）は、長浜市、米原市により構成される一部事務組合であり、一般廃棄物（ごみ・し尿等）処理、斎苑等の業務運営を共同で行っています。

そのうちし尿処理業務については、昭和49年4月から既設第1プラントの供用を開始し、昭和58年4月からは施設の統合による改修を行い、管内の家庭や事業所から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を適切に処理しているところです。

その後、下水道の普及により処理量は昭和58年前後をピークに年々減少していくとともに、施設の老朽化がすすんだこともあり、ごみ処理等とあわせて環境に配慮した循環型社会に適合した新施設の建設をすすめています。

当該施設は、令和7年9月末をもって搬入を停止する見込みであり、公有財産の適正な管理等の観点から、市場性の把握や活用アイデアの募集、参入しやすい条件設定等について情報収集するため、本調査を行うものです。

2. 対象用地・施設の概要

名称	湖北広域行政事務センター 第1プラント					
所在地	滋賀県長浜市湖北町海老江1049番地					
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理（オゾン、砂ろ過、活性炭）					
土地	<table><tr><td>所有者</td><td>敷地面積</td></tr><tr><td>湖北広域行政事務センター</td><td>20,642 m²</td></tr></table> ※都市計画区域に該当 ※宅地造成等工事規制区域に該当 ※琵琶湖沿岸景観形成重点区域に該当 ※早崎遺跡区域内、早崎内湖土地改良区内		所有者	敷地面積	湖北広域行政事務センター	20,642 m ²
所有者	敷地面積					
湖北広域行政事務センター	20,642 m ²					
建物（施設）の概要	管理棟、車庫、機械室棟、水処理棟、攪拌槽、曝気槽、凝集沈殿槽、濃縮槽、活性炭吸着棟、ポンプ室、車庫、倉庫、プール、築山、放流管等					
都市計画等による制限	特定用途制限地域 田園居住地区					
受入期間	昭和49年4月～令和7年9月30日（予定）					
施設廃止予定時期	令和8年度予定（稼働終了後に汚泥引抜等実施）					
その他	アスベスト含有調査・土壌汚染調査：一部実施済。公募の前に追加調査し、仕様や経費に反映予定 廃棄物焼却施設解体工事に係る計画の届出 遺跡発掘調査：必要に応じて調査が必要 建築物の基準：基準に準ずる必要あり（琵琶湖沿岸景観形成重点区域・田園居住地区該当） 接道状況：市道延勝寺海老江線、市道海老江1号線					

3. 現在検討している条件

事業方式	建物解体条件付き土地売却
価格	解体費用及び不動産鑑定評価により決定する
範囲	湖北広域行政事務センターが所有する土地 20,642.57 m ² を建物解体まで一括して売却する。
用途	法規制を遵守したうえで、周辺地域の特性や環境との調和に十分配慮したものとする。
その他	購入者は購入後、建物の解体を条件とする（地中埋設物を含む。杭は存置予定。）

※この条件は、本調査の実施に当たり仮に設定したものであり、今後の方向性として決定しているものではありません。

4. スケジュール

現地見学申込期限	令和7年5月15日（木）
現地見学の実施	令和7年5月22日（木）または 令和7年5月23日（金）
対話参加申込期限	令和7年6月25日（水）
対話の実施	令和7年7月10日（木）・令和7年7月11日（金）
実施結果の公表	令和7年8月中旬ごろ

5. 調査の内容

（1）対象者

事業の実施主体となる意向を有する個人事業者、法人又は法人のグループ（以下「対象者」という。）とします。ただし、次に該当する者を除きます。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 湖北広域行政事務センター入札参加停止基準要綱（令和元年度告示第15号）に基づく指名停止措置期間中でない者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当する者
- オ 市税等税金を滞納している者

（2）調査項目

- ア 本利活用事業への参加意向について
- イ 土地を購入された場合に想定している用途について
- ウ 建物解体条件付き土地売却入札について
- エ 条件設定について

6. サウンディングの手続き

（1）現地見学

当該施設の概要等について、サウンディングへの参加を希望する対象者に現地見学を実施します。

参加を希望する場合は、期日までに下記のとおり申込手続きを行ってください。

- ア 申込期限
令和7年5月15日（木）

- イ 申込先

湖北広域行政事務センター 第1プラント

住 所 〒529-0367 滋賀県長浜市湖北町海老江1049番地

電 話 0749-79-0181

メール daiiti@kohoku-kouiki.jp

ウ 申込方法

現地見学参加申込書に必要事項を記入の上、メールで申込をしてください。申込後に電話連絡をお願いします。

エ 実施日

令和7年5月22日（木）または令和7年5月23日（金）

確定日時はメールでお知らせします。

説明内容に違いが生じることがないように、1回のみ実施します。希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

オ 主な説明内容

施設概要について

敷地、建物、施設周辺の案内と説明

質疑応答

カ 会場

申込先と同じ

（2）対話の実施

サウンディングへの参加を希望する対象者は、期日までに下記のとおり申込手続きを行ってください。

ア 申込期限

令和7年6月25日（水）

イ 申込先

（1）と同じ

ウ 申込方法

サウンディング（対面对話）参加申込書に必要事項を記入の上、メールで申込をしてください。申込後に電話連絡をお願いします。

エ 実施日

令和7年7月10日（木）または令和7年7月11日（金）
確定日時は、メールでお知らせします。希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

オ 会場

（１）と同じ

カ その他

（ア）非公開で実施します。

（イ）対象者の提案等の内容保護のため、個別に実施します。

（ウ）実施にあたって必要な機器等がありましたら、用意してください。

（３）事前調査シートの提出

当日の対話内容について、事前に調査シートのご提出をお願いします。

別紙「事前調査シート」に必要事項を記入ください。

ア 提出期限

対話実施日の3日前まで

イ 提出先

（１）と同じ

（４）結果の公表

サウンディングの実施結果については、アイデアやノウハウなどの保護を考慮したうえで概要の公表を予定しています。なお、対象者の名称は公表しません。また、公表内容は参加事業者へ事前に確認を行います。

7. その他

（１）サウンディング参加の取扱

本サウンディングは、事業内容や対象者を決定するものではありません。

また、今後公募を実施する場合において、サウンディングへの参加実績が優位性を持つものではありません。

（２）費用負担

サウンディングへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とします。

（３）サウンディング終了後の協力

サウンディング終了後も必要に応じて協力を依頼することがあります。

(4) 電話連絡

電話による連絡については、いずれの場合においても土、日曜日及び祝日を除く9時から17時までとします。

8 問合わせ先

湖北広域行政事務センター 第1プラント

住 所 〒529-0367 滋賀県長浜市湖北町海老江1049番地

電 話 0749-79-0181

メール daiiti@kohoku-kouiki.jp